

奈良県議会事務局の標準的な職を定める規程をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県議会議長 中 村 昭

奈良県議会規程第四号

奈良県議会事務局の標準的な職を定める規程

地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十五条の二第二項に規定する標準的な職は、奈良県議会事務局の職員が行う職務について、次の表の上欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

職制上の段階		標準的な職
一	奈良県議会事務局規程（昭和四十一年七月奈良県議会規程第一号（以下「規程」という。）第四条に規定する事務局長及び次長の属する職制上の段階	事務局長
二	規程第四条に規定する課長及び主幹の属する職制上の段階	課長
三	規程第四条に規定する課長補佐、主任調整員及び副主幹の属する職制上の段階	課長補佐
四	規程第四条に規定する係長及び主任主査の属する職制上の段階	係長
五	規程第四条に規定する主査、主任主事、主任技師、主事及び技師の属する職制上の段階	主事

附 則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。